

《注意事項》

- 印鑑登録証明書の交付を申請するときは、必ず印鑑登録証を提出してください。提出のない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。
- 申請書の記載事項(登録番号・住所・氏名・生年月日など)が正確に記入されていない場合は、証明書は交付できません。
- 本人、同一世帯以外の方からの住民票関係の証明書の請求には、原則として委任状が必要です。なお除票は本人請求に限ります。
- 住民票関係の証明書の申請に係る委任状において種類や通数の記載がない場合は委任者本人のみの証明書(住民票関係の証明書にあっては、本籍・続柄の記載を省略もの)を1通交付します。記載内容や通数に希望があれば委任者が委任状に明確に記入してください。
- 住民票除票及び改製されて5年以上経過したものは発行できない場合があります。
- 東広島市では、プライバシー保護のため、委任状の添付がなく他人(同一世帯以外の人)の住民票の交付を受ける場合は、本人確認書類に加えて次の書類等が必要です。

① 使用目的 ② 誓約書 ③ 疎明資料

(東広島市住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付に関する事務取扱要綱による。)

記入例⑦

(個人が第三者請求した場合の誓約書)

誓約書

交付申請書・申出書のとおり、住民票の写しなどの交付を請求するに当たり、請求理由以外の目的には、使用しないことを誓約します。

(会社名)

請求者署名 **西条 松子**

※請求者本人が請求者署名欄を自署していない場合は、氏名の右に請求者が押印してください。
(法人の方は代表者印又は社印(角印)を押印してください。)

【備考欄】

※ 偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

(住民基本台帳法第46条)